

いい加減な文献 手続要覧

手続要覧はロータリーのバイブルであると述べたパスト・ガバナー がいました。これを般若心経に例えたロータリーの指導者もいました。内容が高度で難解であることから、睡眠剤や枕に例える人もいました。果たして手続要覧は、これらの人々が例えるように絶対的な権限を持ったロータリーで最も大切な文献なのでしょうか。

2001 年の規定審議会の決議 01-678「全てのロータリーの標語や記述を検討し、標語や声明文から性別限定用語を削除するよう、将来の審議会に提出することを RI 理事会に考慮するよう要請する件」が採択されたことを受けて、2001 年に発行された手続要覧の社会奉仕の項目に記載されている決議 23-34 から **He profits most who serves best** が抹消されました。

すなわち本来の決議 23-34 の「この哲学は奉仕—超我の奉仕の哲学であり、最も多く報いられるという実践倫理の原理に基づくものである」という文章が「この哲学は奉仕—超我の奉仕の哲学である」に書き換えられてしまったのです。

これは規約上からもおかしいことで、決議 23-34 は当時の国際大会で採択された決議ですから、国際大会の議(現在では規定審議会の議)を経なければ、理事会サイドで勝手に変更することはできないはずで、その証拠にこの決議 23-34 の文章の最後につけられている(23-34)(26-6)(36-15)(51-9)(66-49)という番号は、1926、1936、1951、1966 年の国際大会においてその一部が改正されたことを示しているのです。

ロータリーの二つのモットーの内の一つが、それもロータリーが最も大切にしているはずの職業奉仕のモットーが、規定審議会の議も経ずに、手続要覧から抹消されたのですから大変なことです。

いろいろな機会を捉えては、手続要覧中に収録されている決議 23-34 を、本来の文章に復活するように、RI に要請しましたが、まったく無視された状態で今日に至りました。

さて先日、日本人の切なる念願が実って、ロータリー章典の邦訳が 完成しました。その際私が決議 23-34 に第二モットーを復活させる運動をしていることを知っているある会員から「ロータリー章典の決議23-34 に第二モットーが復活してよかったですね」というメールを頂き、びっくりして調べると、「この哲学は奉仕—超我の奉仕の哲学であり、最も多く報いられるという実践倫理の原理に基づくものである」という文章がみごとに復活しているではありませんか。

手続要覧から抹消されている文章が、ロータリー章典では復活していることに驚いて、過去のロータリー章典をすべて調査した結果、当初から決議 23-34 の内容には一切手がつけられておらず、**He profits most who serves best** のモットーが原文のまま残っていることが判明しました。

ちなみに日本語版はロータリー章典 2007 年 2 月版、34 ページの
8.040 社会奉仕の基本原則、英語版はCode of Policies 2007 年 6 月版、
31 ページの 8.040 Basic principles of Community Service の項目です。

2004 年の規定審議会で They profit most who serve best に変更されたにもかかわらず、He profits most who serves best が原文のまま残されていることに大きな喜びを感じました。

もっとも 2004 年の規定審議会で決議 04-273 「ロータリーにおいて歴史的に重要な声明や文書の原文を保存することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件」を私自身が提案し、ドクターマン RI 元会長の支持もいただいて 414 対 85 という大差で採択されたので、歴史的に重要な決議 23-34 の文面を RI 理事会が勝手に変えることはできないのは当然です。

それならばなぜ、手続要覧の中に収録されている決議 23-34 が変更されているのかという疑問が浮かんできます。

ロータリー章典は、規定審議会や過去の RI 理事会が決定した事項の全てが収録された、ロータリーにとって最も重要な規約集です。これに対して手続要覧は、RI 理事会が直接関与して作成している文献ではなく、ロータリー章典の中から事務局レベルで重要だと思うものを抜粋してダイジェスト版として製本したものに過ぎません。

規定審議会で地区リーダーシップ・プラン DLP が採択されたわけでもないのに、1998 年の手続要覧が DLP とガバナー補佐という言葉で埋め尽くされたことを思い出してください。そのレベルで考えれば、2001 年の性限定用語の使用が禁止されたことを受けて、過去の決議を変更するためには規定審議会の議を経なければならないことを知らない事務局員の勝手な判断から、ロータリーの奉仕理念の中核である第二モットーを抹消するという大きなミスを犯したものと推察されます。

さて、現在 RI 事務局が積極的に推し進めている計画に CLP があります。奉仕プロジェクトを積極的に推進し、財団寄付を効果的に集めるために、推奨クラブ細則まで改定してそれを採択するように迫っています。過日行われた国際協議会において、その話題が一切でなかったことは皮肉なことですが、過去の例から 2007 年の手続要覧は CLP で埋め尽くされることが容易に想像できます。

皆さん。RI 事務局に都合のよい、いい加減な内容しか収録されていない手続要覧に頼るのはやめましょう。RI の動向を詳しく知りたい方は是非、ロータリー章典を読んでください。

2007.3.15